

国立大学法人京都大学永年勤続者表彰規程

平成16年4月1日

達示第85号制定

(目的)

第1条 この規程は、国立大学法人京都大学教職員就業規則(平成16年達示第70号)第47条第5号の規定に基づき、国立大学法人京都大学に勤務する教職員の永年勤続者表彰(以下「表彰」という。)に関する事項を定めることを目的とする。

(表彰を受ける者)

第2条 表彰は、教職員(講師以上の教員を除く。)であって、次の各号の一に該当し、かつ、勤務成績が良好な者について行う。

- (1) 創立記念日において、勤続期間が20年に達する者
- (2) 創立記念日において、勤続期間が30年に達する者
- (3) 前2号に相当すると京都大学総長(以下「総長」という。)が認める者

(表彰状の授与等)

第3条 表彰は、総長が別紙様式による表彰状を授与することにより行う。

2 前項の表彰状にあわせて、記念品を贈呈する。

(表彰の日)

第4条 表彰の日は、創立記念日とする。

(勤続期間の計算)

第5条 勤続期間の計算は、表彰の日の属する月までに教職員として在職した通算の月数による。

2 有期雇用教職員として在職した期間については、教職員に引き続いた場合に勤続期間に通算することができる。

(平17達43改)

附 則

- 1 この規程は、平成16年4月1日から施行する。
- 2 現に教職員である者に対して、国立大学法人京都大学設立前にすでに行われた永年勤続者としての表彰は、この規程の第2条に規定する表彰とみなす。

附 則

- 1 この規程は、平成17年4月1日から施行する。
- 2 改正後の第5条第2項の規定にかかわらず、日々雇用教職員が教職員に引き続いた場合における勤続期間の通算については、なお従前の例による。